

農地法3条許可申請用 必要書類一覧

譲受人が個人の場合

必須事項	該当の場合	番号	必要書類	数量	備考
<input type="checkbox"/>		①	農地法3条許可申請書	1部	・該当農地に賃貸借契約が残っている場合、合意解約の手続きが必要
<input type="checkbox"/>		②	土地の登記事項証明書	1部	・全部事項証明書に限る ・証明書は 法務局 で受取可能
	<input type="checkbox"/>	③	土地改良区の意見書	1部	・賦課金トラブルを未然に防ぐためのもの(北栄町独自の取り組み) ・意見書は 該当の改良区 で受取可能 ・受益地でない場合は不要
	<input type="checkbox"/>	④	地籍図等	1部	・分筆等が未登記の段階で申請する場合のみ必要(境界を把握するため)
	<input type="checkbox"/>	⑤	譲受人についての耕作証明書	1部	・当該市町村の区域外に農地等の権利を有する場合のみ必要
	<input type="checkbox"/>	⑥	国籍等が確認できる書類	1部	・ 町外に住所がある方のみ必要 (提示または添付) 【添付書類の例】 ・戸籍抄本 ・住民票の写し(本籍地記載のもの) ・在留カード ・在留資格認定証明書(写しの場合は原本証明付)
	<input type="checkbox"/>		その他		

【関係機関連絡先】

倉吉法務局	0858-22-4108
大栄町土地改良区	0858-37-3837
大倉土地改良区	0858-37-3955
北条砂丘土地改良区	0858-36-2004
北条水系土地改良区	0858-36-2034
北栄町農業委員会事務局	0858-37-3135